

## 超党派「成育基本法推進議員連盟」第21回総会での発言

出産ケア政策会議 共同代表 古宇田千恵

出産ケア政策会議 顧問弁護士 井上清成

出産ケア政策会議の共同代表の古宇田千恵です。本日は、顧問弁護士の井上清成と二人で説明させていただきます。出産ケア政策会議は、母親と助産師、大学教員などからなる約150名の団体です。出産ケア政策会議は、4月27日に、橋本岳先生のご支援のもと、出産費用などの保険適用に関する提言をこども家庭庁と厚生労働省に提出しました。

本日は、その提言の中から「デジタル化されたマタニティケア検索・予約システム：略称・仮称『ママのねット』」をご紹介します。今の若い女性は、どの美容院で、どの美容師から、どのようなサービスを受けるかをネットで検索し予約もします。これと同様に「どこで、どの医師と、どの助産師から、どのようなケアを受けるかを妊産婦自身がオンラインでカスタマイズできる」のがママのねットです。

具体的に説明します。まずシステムに登録し、出産する地域を選択すると、その地域のクリニックと助産師のパックの一覧が出てきます。気になる先生や助産師をクリックするとプロフィールや動画でのメッセージを見ることができます。一覧の中からパックを選ぶと、次にはケアの組み合わせを選択できます。なお、便宜上、クリニックと助産師に着目してお話ししましたが、当然、病院もこのシステムに含まれています。

私からの説明は以上です。

出産ケア政策会議の顧問弁護士の井上清成です。

この度の提言につきまして、法律的な説明を補足いたします。

本日の議題の1で紹介された事例集のような“産婦健診”や“産後ケア”をさらに、それ以前の“出産ケア”と“妊婦健診”にまでさかのぼらせて切れ目なく一体化し、かつ、デジタル実装してはいかがでしょうか、という提言なのです。

新型コロナ禍で導入されたハース（情報把握・管理システム）を、妊婦健診・出産ケア・産後ケアまで切れ目なく一体化し、さらに、妊産婦主導によるシステムに改めようというものです。

すでに、ドイツ・フランス・オランダ等のEU諸国やニュージーランドなどで導入されているものですので、我が国においても健康保険法（第63条 妊産婦自らによる選定）の規定や母子保健法（第15条 妊娠の届出）の規定のちょっとした法律改正で法律的にも容易なシステムなのです。

以上で、出産ケア政策会議からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。